

令和3年11月30日

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策
令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付
金）を支給します



ターゲット 1.3

郡山市こども部
こども家庭支援課
担当：伊藤 克也

TEL：924-2525

SDGs ターゲット 1.3 「適切な社会保護制度及び対策を実施し、貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する」

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当（本則給付）を受給する世帯に給付金を支給します。

給付内容については以下のとおりです。

支給対象者区分	給付額 児童1人当たり一律50,000円	受付開始日	受付場所
①令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童	対象者には12月8日に市から通知を送付予定、辞退等がなければ申請不要で児童手当の登録口座に12月23日に振り込みます。 ただし、公務員の方は申請が必要です。	申請不要	郡山市こども総合支援センター（ニコニコ子ども館）、各行政センター、各連絡所
②9月30日時点で高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）	申請が必要です。 ただし、児童手当対象児童と同居している高校生等は原則申請不要です。	12月1日から	
③令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童（新生児）	申請が必要です。	12月1日から	

※ 受付期間は令和4年3月31日（木）までです。期間内に申請がない場合は給付金を支給できなくなりますのでご注意ください。

※ 申請が必要な方は、郡山市ウェブサイトから申請書をダウンロードのうえご利用いただくか、窓口備え付けの申請書をご利用のうえ申請してください。

※ 申請に関するお問い合わせは、こども家庭支援課給付係（TEL024-924-2411）までお願いします。

【市公式WEBサイト】

https://www.city.koriyama.lg.jp/kosodate/kosodateshien/teate_kyufuseido/24480.html

